

カリフォルニア州ビュッテ郡における移民日本人稲作の展開過程

— 1910年代前半を中心として —

立 岩 寿 一¹

The Development Process of Japanese Rice Farming in Butte County in the Early 1910s

Toshikazu TATEIWA (Tokyo University of Agriculture)

Many Japanese immigrants were engaged in the early period of rice farming in California, which began in 1912. We find no records regarding Japanese rice farmers in Butte County, where early rice farming in California started, among the official documents in the Chattel Mortgages Records for any date prior to 1915. However, the documents of the relevant title company tell us that Japanese rice farming in Butte County had already begun in the early 1910s. We also know that the relationships between Japanese rice farmers and landowners were very strong and steady. We presume that Japanese rice farmers secured the funds for their management from their landowners. These relationships of Japanese rice farmers and landowners can be considered one of the distinguishing characteristics of early 1910s Butte County. This trait was not similar to that in Colusa County.

Key words: rice industry in California, Japanese immigrant, rice farming of Japanese immigrant, Butte County, Tsunetarô Hayashi

1. はじめに

カリフォルニアの商業的稲作は、1912年に、ビュッテ郡 (Butte County)、コルサ郡 (Colusa County) 等から始められたことはよく知られている。ビュッテ郡ビッグス (Biggs) にある稲作試験場で1906年から始まった栽培試験結果に基づき、ビッグス周辺やコルサ郡の巨大地主のもとで開始されたのである (註1)。ビュッテ郡とコルサ郡を嚆矢とするこのカリフォルニアの新興農業は、さらにグレン郡 (Glenn County)、ユバ郡 (Yuba County)、サター郡 (Sutter County)、ヨーロー郡 (Yolo County) とその地域を拡大させていった。そして、ビュッテ郡はコルサ郡とともにカリフォルニア州の中心的稲作地となる (註2)。特にビュッテ郡は、第1表のように1913

年5,000エーカー、1914年に11,750エーカーと1910年代半ばまでカリフォルニア稲作の中心地であった。

このカリフォルニア商業的稲作の発祥地の1つであったビュッテ郡でも、その当初から移民日本人が稲作にかかわっていたことはすでにいくつかの研究で明らかにされている (註3)。また、1910年代から20年代にかけて移民日本人稲作の中心的人物であった「生田見壽」、「山田栄」、「河原譲」(後に改姓して「堀尾譲」)、「長尾行」、「林恒太郎」、「高田力蔵」等が経営の本拠を置いたり、大規模経営が展開した地域でもあった (註4)。

そのようなビュッテ郡における移民日本人稲作がいつ、どこで、誰が、どのように、土地と資金を確保し展開されたのかの解明が本稿の課題である。

2. 移民日本人稲作開始期の社会的状況と本稿の意義

農業を通してホスト社会に定着しようとしていた1910年代の移民日本人史にとって、あるいは稲作農

¹東京農業大学
tateiwa@nodai.ac.jp

第1表 1910年代カリフォルニア稲作の栽培面積推移（エーカー）

郡/年	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1919
ビュッテ	1,015	5,000	11,750	15,200	21,000	18,000	34,150
コルサ	280	750	3,000	8,750	16,100	19,750	39,050
グレン	—	—	120	500	8,100	16,500	34,500

出所：1912年に関しては Willson ed. (1979: p. 47). 他年度は Bleyhl (1955: p. 105) より作成.

業史にとって、本稿の課題はいかなる意義があるのか、いかなる意味をもちうるか、次に検討しておこう。

1) 移民日本人にとっての1910年代と稲作研究の意義

カリフォルニア商業的稲作開始期はまた、カリフォルニアを中心に移民日本人に対する差別と排斥が強まっていく時代でもあった。19世紀末から始まり1900年代に入り都市部を中心として表面化してきた日本人排斥の動きは、サンフランシスコ市内の「日本人学童排斥問題」に見られるようにさらに強まり、日本人を主対象とした移民法改正の動きに結びつきつつあった。その動きは1907年の日米「紳士協定」で妥協が図られつつも、しかし日本からの移民および在米日本人への差別・排斥はさらに強化されていった。そして1913年の「外国人土地法」によって、移民日本人の土地所有禁止と3年を限度とする借地期間制限が課せられ、さらには移民日本人の土地所有と借地も禁止する「外国人土地法」制定の動きさえ現れ（それは1920年の「外国人土地法」で結実するのだが）、移民日本人にとっての苦難の時代を迎えていたのである。いわば、移民日本人はその移民先のホスト社会から拒絶されつつあった時代だった。

その背景には、拡大するアメリカ経済の、そしてカリフォルニア経済の好況局面から、1907年恐慌に代表される経済のリセッション局面への転換という景気循環の中で、労働市場における低賃金日本人労働者への反発もあったことは言うまでもない。19世紀末に中国人移民に向けられた排斥と差別、その結果としての移民禁止という排他的攻撃の矛先が、この時代には

日本人に向けられてきた時代だった（以上の移民日本人排斥の動きについては、全米日本人会（1915, 1916）、日米新聞社（1912-1915）、Ichihashi（1969: pp. 261-283）。

他方、この時代の移民日本人は、都市部や農村部の労働者の段階から次第にカリフォルニアの農村部に「請負耕作（Crop Share）」や「分収小作（Share Tenant）」、「現金小作（Cash Tenant）」として、あるいは未だ少なかったが「自作農（Owner Farmer）あるいはProprietorship Farmer）」として定着しつつあり、その「農業階梯（Agricultural Ladder）」を上昇しつつある時代でもあった。むろん移民ゆえの資金的困難とアメリカ型大規模経営への適合の難しさ、地域社会への適合の難しさ等から、わずかの例外を除けばその経営規模は小規模であり、また野菜やイチゴ、花卉等々の集約的農業部門を中心としたものだった（Iwata 1992: pp. 221-231, Ichihashi 1969: pp. 160-206）。

そのような状況の中で、移民日本人の稲作は開始され、1910年代半ばから後半にかけて次第にその数を増し、規模を拡大し、カリフォルニアの大規模稲作農業を担っていった。移民日本人をめぐっては、一方では差別と排斥が強まり、他方では稲作部門でそれを担う一群の人々が登場してきた時代が、1910年代だったのである。しかも彼らの稲作経営は、それまでの小規模で集約的な農業経営ではなく、当初から大規模で粗放的な農業経営として登場した。言い換えれば従来の移民日本人による農業とは大きく異なり、巨額の投資と大型器械を必要とし、水利や土地、資金確保など

（註1）この点については、Chanbless et al. (1914), Willson ed. (1979), Mackie (1916)などを参照されたい。

（註2）ビュッテ郡の稲作の発展については、Willson ed. (1979)が詳しい。カリフォルニア州およびビュッテ郡における初期稲作の展開については、多くの研究が本書を参考にしている。しかし稲作開始時の状況については、研究が遅れている。

（註3）たとえば、San Francisco Chronicle (1918), Pacific Rice Growers' Association (1919), 村井 (1940), Willson ed. (1979), 日米新聞社 (1912-1915), 立岩 (2005, 2006, 2008, 2011)を参照のこと。

（註4）移民日本人の稲作経営については、立岩 (2005, 2006, 2008, 2011)等で研究が進められている。

で地域社会と密接な関係を築かねばならない大規模経営として登場したのである（村井 1940: pp. 461-470）。いわば、それまでの移民日本人の農業、地域との関係とは異なる規模と関係をもって、差別と排斥の時代に移民日本人稲作経営が登場したのであった。

このような時代背景の中で、移民日本人の稲作がどのような人々によって担われ、現地社会とのいかなる関係のもとで稲作地域に定着していったのかは、未だ研究が始まったばかりである。ビュッテ郡でも、移民日本人稲作がいつ、どこで、誰が、誰から土地を借入れ、またどこから資金を確保していたかなどについては、未だ研究が遅れている（註5）。

これらを解明することは、移民日本人がカリフォルニア稲作にどのように関係してきたか、移民日本人稲作経営および経営者がどのように現地社会から信頼を確保し、巨額な資金を確保し、そこに定着していったかという問題の解明につながり、さらには移民農業として発展したカリフォルニア農業のあり方を、移民史と農業史の両視点から捉え直す重要な研究に資すると考えられる。

2) 既存研究の整理と本稿の位置づけ

それを研究史から捉え直せば、現地においても日本においても、研究が手薄な視点であり領域であると言ってよいであろう。

たとえば、現地のカリフォルニア移民史研究では、特に19世紀末から20世紀前半に排斥の対象となった中国人と日本人の移民史研究では、統計の整理や分析、当時の資料の引用というレベルを超えたものとしてChan (1986) や Ichihashi (1969), Ichioka (1988), Iwata (1992) の研究が現在でも代表的なものであり、特に Chan の研究は、移民日本人の経営地まで確定しようとしている。しかしその研究も、農村部の実態分析は不十分なままで、土地所有者や地域社会との関係分析も不十分である。また Ichihashi と Ichioka の研究は、自身の経験に裏打ちされつつ膨大な資料分析により移民日本人の生活と活動、移民日本人コミュニティ、経済活動などをまとめた日本人移民史研究の時代を画する高い評価を与えねばならない研究である

が、資料の検討、オリジナル資料分析などの点ではなお課題を残し、上に述べてきた移民日本人の稲作研究にもわずかに触れられているのみであり、その意味の検討も不十分である。

Iwata の研究は、カリフォルニア州内各地の移民日本人農業を個人レベルまで引きつけて分析しているが、残念ながら、その内容は戦前期移民日本人が残した資料のまとめという性格が強い。また、より詳細で地域レベルまで掘り下げた研究や都市部の日本人コミュニティ形成史や個人史の研究等も登場している。代表的な研究を挙げれば、Lydon (1997), McDonald (1993, 1996), Wayne ed. (1995), Fugita et al. (1991), Azuma (1992) 等の研究がそれである。しかしこれらの研究も、本稿が対象とする移民日本人稲作に関するものでなかったり、また稲作農業の実態への踏み込みは弱いと言わざるを得ない。さらに、カリフォルニア稲作を研究した Bleyhl (1955) の研究は多くの資料を用いた詳細な研究であり、当地のコメ産業の発展史のまとめた研究である。稲作試験場資料や新聞記事等に依りつつ移民日本人の稲作経営についても「K. Ikuta」(「生田見壽」) に論究している。しかし残念ながら、移民日本人が誰から土地と資金を借入れ、どのように地域社会と関係していったのかという視点からの分析はない。Dethloff (1992) の研究でもカリフォルニア稲作についてはほとんど触れられず、視点も同様である。

一方、日本のアメリカ移民史研究も、まとめた研究としては同志社大学人文科学研究編 (1997) や坂口 (2001), 蓑原 (2002) の研究等があるが、外交史、排日政策形成史、地域社会形成史、社会史等が中心である。農業部門の研究や移民史と農業史を交差させた研究という点では、その当時や戦前期に移民日本人が残した資料や文献を参考にした研究が主であり、未だ研究が遅れている。

本稿の研究に近い研究として矢ヶ崎 (1993) がある。氏の研究は、カリフォルニア州の野菜・果物類や花卉類の生産や流通を主題として、移民日本人農業の経営や組織、移民社会のあり方、地域社会との関係等々を

(註5) その大きな原因として、資料の不足がある。当時の移民日本人は、1910年代から強まる排斥の中で、不動産も所有できず、その貸借期間も制限されていた。移民日本人稲作の場合も不安定な不動産貸借関係のもとで、動産を抵当に資金を確保し、経営を維持・発展させていくのである。そのため、第一次世界大戦後の不況時には多くの移民日本人稲作経営が破産し、資料が散逸していったと考えられる。さらに、第二次世界大戦中の日本人の強制収容所への収容により、多くの資料が散逸している。だからこそ、先のような時代背景をもって大規模地稲作経営を展開してきた20世紀初頭の移民日本人稲作経営者が、どのように土地や資金を確保し、地域社会に溶け込んでいったのかは、カリフォルニア農業史という視点から、そして移民史の上からも重要な研究課題となるのである。

現地調査と資料に基づき、人文地理研究と移民研究をつないでまとめた労作である。しかし、それまでの移民日本人社会に立脚した小規模経営と異なり、地域社会に依存する経営を指向せざるを得なかった1910年代に登場した大規模経営の移民日本人稲作経営と、矢ヶ崎の研究対象とは大きく異なっている。当時の移民日本人農業の主流であった集約的農業を対象とする矢ヶ崎の一連の研究は、いわば、それまでの移民日本人小規模農業の延長上の研究であり、新たに登場した移民日本人稲作研究のもつ意義とは異なっているのである。

このように、少なくともカリフォルニアの移民史と農業史の交差という視点から見れば、またカリフォルニアの移民日本人稲作史という視点から見ても、移民史研究の中でその重要性を指摘されてきた「オリジナル史料を再検討し、綿密な調査分析に基づく『歴史の見直し』作業を着実に進める」(阪田1997:p.60)研究は、未だ遅れていると言わざるを得ない。カリフォルニア移民日本人農業史の研究は、文献考察や統計分析の段階から、具体的にいつ、どこで、誰が、どうやって経営を行っていたのかの研究が求められ、また小規模の移民日本人農業を中心に焦点を当ててきた従来の研究とは異なる分野の研究も求められていると言っておく。

本稿は、以上のような研究視点と既存研究へのスタンスに基づき、1910年代半ばまでのビュッテ郡における日本人稲作の展開を、日本人稲作経営者の名前と経営地の確定、土地所有者との関係等から解明し、排斥にさらされていた当時の移民日本人たちが、どのような関係のもとで土地や資金を確保していったか等を明らかにすることを目的としている。それは、差別と排斥が強まりつつあった当時の移民日本人たちがホスト社会の農村部にいかに定着していったのかを明らかにすることにもつながるであろう。

分析時期を1910年代半ばまでに限るのは、それ以降、日本人稲作は新たな経営形態で展開されたと考えるからである(註6)。

3. ビュッテ郡における日本人稲作経営者

まず、1912年から1916年までのビュッテ郡における日本人名による稲作経営者を現地の資料から見ておこう。

1) 稲作試験場報告書および現地雑誌に見る日本人稲作経営者

カリフォルニア稲作の技術的中心であるビッグスの稲作試験場のカリフォルニア商業的稲作開始時の報告である1912年報告書には、コルサ郡で日本人の経営と考えられる「Aiki Co.」が200エーカーを経営するほかには、日本人経営と考えられるものは報告されていない。同年のビュッテ郡では、ビッグスで10人の経営者名による総面積173エーカーの稲作が行われていたという(Adams 1912: 付表1)(註7)。

翌年の1913年試験場報告書では、1913年のビュッテ郡内コメ生産者リストにビッグスで「K. Ikuta et al.」の110エーカーの経営が登場する(Adams 1913: 表38)。アメリカ側の公式書類で特定できるビュッテ郡初出の日本人稲作経営がこれである。しかし、場所はビッグスと記されているのみで経営場所や土地所有者名等は記されていないし、「et al.」についても不明である。

だが「K. Ikuta」に関しては、北カリフォルニアの中心的新聞社であったSan Francisco Chronicle紙発行のSan Francisco Chronicle(1918)に次のような記載がある。同書は、カリフォルニア商業的稲作のパイオニアとして日本人を挙げ、日本人はコメを商業的に栽培した最初の人々であり、最初の真の稲作開始の後、数々の失望を通じて稲作が最終的な成功に到達するまで走り続けた功績は彼らの一人に帰するとしている。その一人の人物とは「日本人のK. Ikutaでありカリフォルニア商業的稲作の真のパイオニアである」。[Ikutaは……1909年、1910年、1911年のアメリカ農務省によるビッグスでの品種試験の後に、商業的規模でコメを生産した最初の人物で……最初の商業的栽培によるコメをビッグスの近くで栽培し収穫し、毎年それを続けた]。そして当初の稲作は成功したが、「その

(註6) この点については、立岩(2005, 2008, 2011)を参照されたい。本稿では、1910年代半ば以降、移民日本人からの出資をもとにした株式会社形態の稲作会社が日本人稲作経営の主流となっていくこと、および資金確保に地域銀行あるいは日本人経営の銀行が関与していたこと等から、移民日本人稲作の転機となっていくと考えている。

(註7) ただし、このビッグスでの1912年の稲作は「Garrett & Browning」の110エーカーを除けば、4~9エーカー程度の経営であり、きわめて小規模である。なお「Garrett & Browning」の稲作では、「Handled Properly」に栽培が行われ、他の経営をしのぐエーカー当たり42ブッシェルという最高単収をあげている(Adams 1913: p.8, 八木1992: p.61)。「Aiki Co.」が「安藝商会」であり日本人稲作経営であることについては立岩(2005)を参照されたい。

後の、再び成功する1914年までは、失望の連続だった」(San Francisco Chronicle 1918: p. 12)とする。同書によれば「K. Ikuta」は1912年からビッグス周辺で稲作を行っていたことになる。

また「K. Ikuta」については、Pacific Rice Growers' Association (1919)でも言及されている。日本人は、商業的稲作のパイオニアでもあり、「1911年に最初の商業的作物に着手した日本人Ikuta……の面影と記憶を心に刻むであろう」。「彼は同邦人とともに事業を続け、最終的に生産者として利益のあるコメ産業の確立に成功した」(Pacific Rice Growers' Association 1919: p. 13)と記している。このPacific Rice Growers' Association (1919)でも、カリフォルニア稲作開始時にすでに日本人の関与があったこと、商業的稲作のパイオニアとして「Ikuta」がいたこと等が記されている。San Francisco Chronicle (1918)の「K. Ikuta」とPacific Rice Growers' Association (1919)の「Ikuta」は同一人物と見てよく、そして稲作経営地を考慮すると「K. Ikuta」と1913年稲作試験場報告書に登場するビュッテ郡内コメ生産者の「K. Ikuta」とは同じ人物だと考えられよう。

2) 動産抵当証書に見る移民日本人稲作者

これらのほかに、当時の移民日本人たちが経営に要する資金確保の方法として利用していた農作物等の動産を抵当とした動産抵当証書が、各郡の登記事務所に保存されている。この動産抵当証書は「Chattel Mortgages Records」あるいは「Personal Property Mortgages Records」と呼ばれるものである。不動産を担保にできない場合に、私物の動産(1910年代当時は農作物、農器具、馬車や馬、家畜、店舗備品、日常生活品等)を担保に資金を借りる際に作成され、登記事務所に登記することで法的権原が発生し、資金提供者の権利が保障されることになる。その借入資金は、地代相当分の場合もあれば、経営に要する資金を含む

場合もある。農村部における動産抵当証書は多くの場合、農地賃貸借にかかる地代等を保障するため、土地所有者の要請により作成されることが多かったという(立岩1998)。ビュッテ郡については、管見の限り、19世紀末からこのような動産抵当証書が作成されている(註8)。それはカリフォルニアの農地開拓と農業発展に合わせ、「請負耕作」や各種「小作」等への資金提供方法として行われてきた。カリフォルニア農業が移民による開拓、農業として発展してきたことの反映として、資金の乏しい移民たちへの資金提供を担ったのである。各郡の登記事務所に保管されるこの証書は、閲覧は可能だが複写には法曹資格保持者の請求が必要な場合もある。またその保管方法は、ハード・コピーもあればマイクロフィルム化もある。動産抵当証書作成方法は他郡の場合もビュッテ郡でも、管見の限り同じであり、19世紀からこの当時まで作成方法の変更は認められていない。また保管についても各郡同様である。

その動産抵当証書から、移民日本人の経営と判断できる証書をまとめたものが第2表である。それによれば、稲作試験場報告、San Francisco Chronicle (1918)とPacific Rice Growers' Association (1919)で高い評価を得ていた「K. Ikuta et al.」、「K. Ikuta」、「Ikuta」の名前、さらに他の日本人稲作経営者名は1915年まで一人もなく、1916年1月21日に至ってはじめてコルサ郡農民「T. Hayashi」がビュッテ郡の「J. W. Browning」から620エーカーに及ぶコメを担保に3,787.5ドルを借入れたことが記録されている。そして1917年以降、登記事務所保管の、移民日本人稲作経営に関する動産抵当登記件数は、1917年9件、1918年15件、1919年22件、1920年23件と増大していく。

1916年の「T. Hayashi」は、日米年鑑によれば「林恒太郎」である(註9)。つまり、動産抵当証書か

(註8) 北カリフォルニアの各郡登記事務所に保管されている動産抵当証書の作成開始時期はコルサ郡が最も早く、19世紀の70年代から確認できる。

(註9) 「T. Hayashi」は、日米新聞社(1914, 1922)によると岡山県出身の「林恒太郎」である。動産抵当証書によれば、彼はその後、1918年に「T. Hayashi & Nippon Rice Company」を設立し、「外国人土地法」、いわゆる「排日移民法」等による厳しい日本人排斥にさらされる時代も稲作に留まり、1926年まで稲作経営を続けている。ビュッテ郡移民日本人稲作経営の視点からすれば「K. Ikuta」等の「Butte Rice Co.」とともに重要な位置を占める人物である。残念ながら、彼の経営や役割についての研究はきわめて遅れている。彼の活動の解明は、ビュッテ郡移民日本人稲作の解明にとっても重要な課題となる。彼は戦後もコルサに留まり、スーパー・マーケットを経営していたと推測される。また、移民日本人稲作者には「K. Hayashi」も登場する。彼はコルサ郡で「The Tozai Company」という稲作会社を「T. Noguchi」と共同経営している。この「K. Hayashi」と「T. Hayashi」の関係は不明である。「The Tozai Company」についてはPacific Rice Growers' Association (1919: p. 18)に詳しい。

第2表 ビュッテ郡動産抵当証書に見る日本人稲作経営者と資金融資者（1916年）

年月日	借り手 (Mortgagor)	貸し手 (Mortgagee)	金額 (ドル)	利子 (年, %)	返済日, 場所, 抵当物等
1916/1/21	T. Hayashi (Colusa, Farmer)	J. W. Browning (Butte)	3,787.5	8	1916/10/1 まで 620 エーカーのコメ T18N, Range 1, East, Section 21, 22, 28
1916/4/3	J. Kawahara (Butte, Farmer)	J. W. Browning (Colusa)	2,500	不明	1916年シーズン終了時 T18N, Range 1, East, Section 28 の1ブロック のコメ
1916/5/29	Geo Jodoi, T. Shirai (Butte, Farmer)	J. W. Browning (Colusa)	2,018.2	不明	1916年シーズン終了時 450 エーカーのコメ 場所記載なし
1916/8/21	Geo Jodoi, T. Shirai (Butte, Farmer)	J. W. Browning (Colusa)	3,568.2	8	1916年シーズン終了時 場所記載なし
1916/8/21	T. Hayashi (Butte, Farmer)	J. W. Browning (Colusa)	5,441.5	8	1916年シーズン終了時 620 エーカーのコメ T18N, Range 1, East, Section 21, 22, 28
1916/8/23	H. M. Huse (Butte)	G. W. Braden, C. W. Putnam, H. J. Graham (Butte)	2,125	7	1917/1/1 まで 栽培中のコメを担保 場所記載なし
1916/10/5	T. Hayashi (Butte, Farmer)	Sacramento Valley Bank (at Biggs)	700	8	1917/1/1 まで 抵当は "Browning Ranch" situate about 10 miles west of the City of Biggs にある Macomic Rice Binder 4 台, Deering Grain Drill 2
1916/10/6	Henry Yori (Chico, Farmer)	Sntone Yory, ABBONDIO, Yory (Stanislaus County, farmer)	2,058	8	場所記載なし 栽培中のコメを担保
1916/10/17	T. Hayashi (Butte, Rice famer)	Sacramento Valley Bank (at Biggs)	400	8	1916/11/17 まで 栽培中のコメを担保 場所記載なし

出所：Butte County Recorders Office の 1916 年動産抵当証書から作成。

註：1) 1915 年以前には、移民日本人稲作経営者に関する動産抵当証書は見つからない。

2) 1916 年 5 月 29 日, 8 月 21 日, 8 月 23 日, 10 月 6 日付けの借り手にあがっている T. Shirai, H. M. Huse と Henry Yori を日本人稲作経営者としたのは, 1998 年当時サンフランシスコ・ジャパントウンの Japanese Museum 館長であった Oka, Seizo 氏の指摘に基づいている (立岩 1998b)。残念ながら, その日本語表記や出身地等は不明である。

3) 表中の「T18N」は「Township 18, North」を表す。

らは、商業的稲作開始から5年後の1916年まで日本人稲作経営者は確認できないことになる。むしろ、市民権をもてず、それゆえ不動産を所有できない当時の移民日本人の稲作経営者のすべてが動産抵当証書を作成して資金融資を受けていたわけではないし、日本人名義で経営をしていたわけでもない(註10)。したがって、動産抵当証書に日本人名がないことを根拠に1916年までビュッテ郡に日本人稲作経営者がいなかったことにはならないが、しかしいずれにしても、動産抵当証書には1912~15年の日本人稲作経営者は確認できないのである。

3) 移民日本人資料から見る日本人稲作経営者

当時の移民日本人が残した資料(日米新聞社1912-1915)では、1913年の第九号(氏名・住所は1912年11月1日調べ。農業者姓名は1912年10月1日調べ)に、ビッグスで山口県出身「末廣彌十」、愛知県出身「生田見壽」、広島県出身「渡辺春吉」の120エーカーにのぼる借地による稲作経営が報告されている(註11)。住所はビッグス、P. O. Box 255だった(日米新聞社1913: 農業者姓名録 p. 87, 在米日本人住所姓名録 p. 72)。

1914年の第拾号の在米日本人住所姓名録(1913年11月1日調べ)、日本人農業者姓名録(1913年10月15日調べ)には、1912年と同じく「生田見壽」、「末廣彌重」、「渡辺春吉」が借地で110エーカーの稲作をしており、住所は同じくビッグス、P. O. Box 255だった(日本人農業者姓名録 p. 73, 在米日本人住所姓名録 p. 78)。

1915年の第拾壹号には、「生田見壽」と「末廣彌重」の経営は250エーカーに増え、場所はビュッテ郡としか記載されていない(1914年12月調べ。日は記載なし。住所未記載)(註12)。ほかにもビュッテ郡

として「桑原信五郎」と「佐藤亀吉」の100エーカーの稲作経営(両者の出身地は空欄)、「原口次郎」と「黒岩仙五郎」、「篠原新吾」(三人とも福岡県出身)のグループの120エーカーの稲作経営が記されている。これらはすべて借地による経営であった(農業者姓名録 B p. 23)。しかし日米新聞社の『日米年鑑』では、それ以上の経営場所や面積、土地所有者などは不明である。

これらの移民日本人が残した資料を考えれば、ビュッテ郡稲作開始時の1912年以降、「生田見壽」、「末廣彌重」、「渡辺春吉」(1914年は「村上喜三郎」)がビッグス周辺で稲作を経営し、1914年には「桑原信五郎」と「佐藤亀吉」の経営、「原口次郎」と「黒岩仙五郎」、「篠原新吾」の稲作経営が、ビュッテ郡に存在したことになる。そして、1915年には、「末廣彌重」や「安岡徳彌」はチーコ(Chico)で、「生田見壽」はコルサ郡で稲作を行っていたのであった(註13)。

4. ビュッテ郡初期稲作の移民日本人経営地

このような移民日本人資料とホスト社会側資料との違いに関し、注目すべき記載が先の1916年1月21日付けコルサ郡農民「T. Hayashi」と「J. W. Browning」の動産抵当証書にある。この証書には、抵当物所在地として「J. W. Browning」の土地地番(それはすなわち「T. Hayashi」が稲作経営をしていた場所でもある)が記載されている。地番はTownship 18, North, Range 1, East, Section 21, 22, 28, Colusa Countyであり、その場所は、「1913年の日本人稲作地と呼ばれる(so called Japanese Rice Field in 1913)」土地だったことが記されているのである(註14)。つまり「T. Hayashi」が1916年に稲作のために借りた「J.

(註10) 1910年代後半にコルサ郡で稲作経営をしていた「N. Okidoi」(山口県出身「沖土井直一」)の妻「Mitsuru Okidoi」(「沖土井みつる」)女史によれば、Okidoi氏の100エーカーに及ぶ稲作経営は借地契約をしておらず、籾の販売も土地所有者名義で販売していたという(立岩1999)。また1998年当時、ビッグスの稲作試験場長であった「Marlin Brandon」へのインタビューによれば、動産抵当証書を作成して資金借入れを行っていたのはきわめて稀で、10~15%程度だったのではないかという(立岩1998)。

(註11) 末廣ら(1987)によれば、「末廣彌十」は「末廣彌重」であり「末廣彌十」は誤植であろう。

(註12) 末廣ら(1987: p. 26)によると、「生田見壽」、「末廣彌重」とビジネスパートナーだった「渡辺春吉」は1913年の収穫後に日本に帰国しており、そのかわりに1914年には「村上喜三郎」が、新たにこの二人のビジネスパートナーになった。

(註13) 末廣ら(1987: p. 26)によると、「末廣彌重」は1915年には従来のビジネスパートナーを解消し、ビュッテ郡チーコで稲作をしていたという。また「生田見壽」は、コルサ郡動産抵当証書によれば、「T. Terada」, 「J. Kawahara」, 「H. Matsushige」, 「G. Nagao」らと「California Rice Company」を1914年に設立し、1915年にはコルサ郡で経営地を拡大している。この点、立岩(2005, 2008)を参照されたい。また「安岡徳彌」は、カリフォルニアで初めて稲作に成功した人物と言われている(村井1940: p. 51)。「安岡徳彌」については、立岩(2006)も参照されたい。

第3表 登記会社資料による Butte County Township 18, Range 1, East, Section 22 の土地貸借記録

年月日	借地者	所有者	期間	地代	地番
1912/2/20	Japanese	J. R. Garrette J. W. Browning (Butte Farmer)	不明	不明	T18N, Range 1, East, Section 22
1913/4/15	K. Ikuta, et al.	J. R. Garrette J. W. Browning (Butte Farmer)	不明	不明	T18N, Range 1, East, Section 22
1914/2/15	K. Ikuta, Y. Suyehiro	J. R. Garrette J. W. Browning (Butte Farmer)	不明	不明	T18N, Range 1, East, Section 22
1914/3/2	S. Kyuwahara K. Sato	J. W. Browning (Butte Farmer)	不明	不明	T18N, Range 1, East, Section 22
1914/3/13	S. Kuroiwa, et al.	J. W. Browning (Butte Farmer)	不明	不明	T18N, Range 1, East, Section 22
1914/12/3	G. W. Cabins	J.W.Browning (Farmer)	不明	不明	T18N, Range 1, East, Section 22

出所：Glenn Title Co.での Ronald Gorman 氏へのインタビューおよび同社資料から作成（2010年3月25日，Willows, California）。

註：1) 地番は、借地場所を意味する。

2) 表中の「T18N」は「Township 18, North」を表す。

W. Browning」のこの土地は、1913年に日本人が稲作地として利用していた土地だったと言うのである。しかし日本人の名前も人数も記載されず、ただ日本人が稲作経営をしていたことしかわからない。だが、1913年の動産抵当証書に登記されていなかった日本人稲作経営がそこにあったらしいことは確認できよう。

しかし不可解なことに、動産抵当証書でコルサ郡とされる Township 18, North, Range 1, East, Section 21, 22, 28 はコルサ郡には存在しない。コルサ郡の Township 18, North, Range 1, East は Section 31 のすべてと 30 の南半分ほど、29 と 32 の西側の一部のみである。Township 18, North, Range 1, East, Section 21, 22, 28 は、ビュッテ・クリーク (Butte Creek) を挟んでビュッテ郡に入る土地であった (Echoe Map Publishing Co. 2008: pp.63-64)。つまり、1916年1月21日付けコルサ郡農民「T. Hayashi」と「J. W. Browning」の動産抵当証書に記載された地番はコルサ郡ではなくビュッテ郡であり、動産抵当証書の地番が間違えられていたか、郡名を間違えていたかのいずれかになる。いずれにしろ、動産抵当証書には

この不可解な地番しか確認できないのである。

この違いを確認するには、不動産等の登記を代行する登記会社の所有する20世紀初頭からの貸借関係資料が手がかりになる。各地の登記会社には、特に農地帯の登記会社には、貸借関係などに関する膨大な記録が保存されている場合がある。そこで、ビュッテ郡オロビル (Oroville)、コルサ郡コルサにある登記会社の関係記録を確認すると、残念ながら、いずれの登記会社にも1913年当時の Township 18, North, Range 1, East, Section 21, 22, 28 に関する貸借関係を示す資料はなかった。

だが、グレン郡ウィロース (Willows) にある登記会社 (Glenn Title Co.) では、郡をまたがった貸借関係を確認できた。その関係資料によれば、第3表のように Township 18, North, Range 1, East, Section 22 の土地が、当時、移民日本人の誰に貸し出されていたかを確認できたのである。なにゆえグレン郡ウィロースにあるこの会社にそのような資料が保存されていたかは不明であるが、おそらく Township 18, North, Range 1, East がコルサ郡、ビュッテ郡、グレン郡の

(註14) この動産抵当証書はビュッテ郡登記事務所登記されている1916年1月21日付け、登記番号386の動産抵当証書である。

3郡の郡界となっていることから、この登記会社は資料を保存する必要があったと考えられる。いずれにしろ第3表によれば、1912年2月20日にビュッテ郡の「J. R. Garrette」と「J. W. Browning」が「Japanese」に、1913年4月15日にも「K. Ikuta, et al.」に、1914年2月15日には「K. Ikuta, Y. Suyehiro」に Township 18, North, Range 1, East, Section 22の土地を貸していたことが確認できる。また1914年3月2日には「J. W. Browning」が「S. Kyuwahara」と「K. Sato」に、3月13日には「S. Kuroiwa, et al.」にも同地の土地を貸している。いずれも面積は不明である。先の『日米年鑑』を考えれば、第3表の「S. Kyuwahara」, 「K. Sato」, 「S. Kuroiwa」, は「桑原信五郎」, 「佐藤亀吉」, 「黒岩仙五郎」であると考えてよいであろう(註15)。

このように、1916年1月21日付け動産抵当証書で「so called Japanese Rice Field in 1913」と記された「J. W. Browning」の Township 18, North, Range 1, East, Section 21, 22, 28の土地は、コルサ郡ではなくビュッテ郡の土地であり、しかも Section 22では、1913年ばかりでなく1912年から日本人に貸し出されていたことが確認できたのであった。そして、ホスト社会の動産抵当証書には記載されていなかったが、移民日本人の資料『日米年鑑』に記載されていたことが当時の実態だったことも判明するのである。

さらに、稲作試験場1912年報告書に記載されていた「Garrette & Brownin」の110エーカーの稲作は『日米年鑑』や末廣ら(1987)に記されたように「生田見壽」, 「末廣彌重」, 「渡辺春吉」の経営であり(註16)、1913年報告書にある110エーカーの「K. Ikuta et al.」の経営もやはりこの土地で行われていたので

ある。ただし、1913年の稲作試験場報告書には、「J. R. Garrette」がビッグスで185エーカーの稲作を行っていた(Adams 1913:表38)。「J. R. Garrette」は「K. Ikuta et al.」に一部の土地を貸したほかにも稲作を行っていたのであろう。1914年にも「J. R. Garrette」と「J. W. Browning」は「K. Ikuta, Y. Suyehiro」に土地を貸しており、この稲作経営地は以前と同じだった。

それに対し「S. Kyuwahara」, 「K. Sato」と「S. Kuroiwa et al.」が借りた土地の所有者は「J. W. Browning」のみである。「S. Kyuwahara」, 「K. Sato」, 「S. Kuroiwa et al.」の経営地は、Section 22の「J. W. Browning」の土地の中で行われていたことがわかるのである。

ところで稲作試験場の1912年報告書では、ビュッテ郡内コメ生産者リストに「Garrette & Browning」連名による稲作経営が記載されていた。しかしなぜ「J. W. Browning」の単独名でなかったのかの疑問が残る。それを明らかにするには、Township 18, North, Range 1, East, Section 22の1912~14年の所有者は誰であったかを解明することが必要になる。

20世紀初頭の土地所有者を知る方法として、登記事務所保管の『Plat』がある。これは各年の地籍図に所有者名が記載されており、土地の地番がわかれば、当時の土地所有者名も判明する。この『Plat』と移民日本人稲作経営者の資金確保にかかる動産抵当証書の経営地を照らし合わせることで、いつ、誰が、誰とビジネスパートナーを組み、誰から土地と資金を借り、どの程度の規模で経営していたかの手がかりが得られる。コルサ郡では19世紀からの『Plat』がある。しかし残念ながら、ビュッテ郡では1927年からしか

(註15) 1912~14年当時、Section 21, 28の土地は日本人に貸し出されていない。それゆえ第3表には示さなかった。

また1914年の「Y. Suyehiro」は、当時は「え」の表記を「ye」と表記していた結果であろう。実際、1920年代初頭にコルサ郡で父が稲作農場を営んでいたというゴルト(Golt)に住む榎田進氏の英語表記は「Susumu Yenokida」であり、当時はそのように表記したと考えられる。また、同じく1914年の「S. Kyuwahara」は、ヨーロッパ系の人名、発音と大きく異なる日本人の人名や発音の表記にあたり、作成者が「く」を「Kyu」と表記したのであろう。

(註16) 末廣ら(1987)には、父「末廣彌重」の残した「Biggs 1912 Butte Co. Suehiro」とメモされた稲の収穫風景の写真が掲載されている(同書、巻頭写真3枚目)。地番などはないが、1912年に彼が稲作をしていたことは確かであろう。この末廣ら(1987)と日米新聞社(1912)、第3表を考え合わせれば、1912年の「Japanese」は「生田見壽」, 「末廣彌重」, 「渡辺春吉」だったと言えよう。「末廣彌重」は稲作を始めるまでオロビルで「末廣床」という理髪店を営んでいた。なお、1911年10月1日調べの日米新聞社(1912)には、オロビルに「末廣床」という理髪店が記載されている。住所はP. O. Box 336である。ちなみに1911年にはメルスビル(Marysville)にも「末廣床」(住所は224, 1st St.)という理髪店が記載されているが、両者の関係は不明である。1912年にはメルスビルの「末廣床」の記載はなく、オロビルでは210, Lincoln St.で「末廣床」がある。1913年にはメルスビルにもオロビルにも記載がなく、チーコの126, Main St.で「末廣床」の記載がある。1912年以降の「末廣床」は「末廣彌重」経営の理髪店ではなく、その名称の縁起のよさから同名の理髪店ができていたと考えられよう。

く、グレン郡では1938年からの『Plat』しか見ることができない(註17)。

『Plat』がない場合は、課税事務所で現在の課税対象者、すなわち土地所有者を確認し、登記事務所の土地売買者リストを検証することで各年の土地所有者名が判明する。たとえば、課税事務所で現在の所有者がA氏であることを確認した場合、各年の土地購入者リスト(「Grantor」)でA氏の購入年月日を確認する。つづいて、その年の土地販売者(「Grantee」)リストからA氏が購入した地番の販売者B氏を割り出し、そしてまた、それ以前の年の土地購入者リストからB氏の購入年月日を割り出し、つづいて、その年の土地販売者リストからB氏が購入した地番の販売者C氏を割り出す。煩雑で時間がかかるこの一連の作業を繰り返すことで、『Plat』がなくとも1912年当時のTownship 18, North, Range 1, East, Section 22等の土地所有者が判明するのである(註18)。

この方法によれば、1912年のTownship 18, North, Range 1, East, Section 22の北側約240エーカーは「J. W. Browning」が所有し、その他の土地は「J. R. Garrette」が所有していたことがわかる(註19)。つまり、第3表で見た「Japanese」, 「K. Ikuta et al.」, 「K. Ikuta, Y. Suyehiro」の1912~14年の経営地は、「J. W. Browning」と「J. R. Garrette」の所有地にまたがって展開しており、そのため1912年稲作試験場報告書では「Garrette & Browning」の連名で記載されたのであろう。その後、このTownship 18, North, Range 1, East, Section 22の「J. R. Garrette」の土地は1915年5月7日に、Section 21, 28および23の一部、24の一部とともに「J. W. Browning」に売却されている(註20)。そのため、1916年1月21日の「T. Hayashi」の動産抵当証書には「J. W. Browning」のみの名前が記載されているのであろう。

ところで、「J. R. Garrette」と「J. W. Browning」

は、サクラメント川からビュッテ・クリークを挟んでコルサ郡とビュッテ郡、グレン郡にまたがる広大な農地を所有する大地主であり、水利会社(Western Canal Co.)の大株主でもあったという。また、稲作以前は小麦等の穀物生産が経営の中心だったが、ビュッテ・クリーク近くの土地はアルカリ性の強い「ドベ土」で、水はげが悪く、小麦やビーンズ等穀物の栽培には適さない土地だったようである(註21)。そのため、ビュッテ・クリーク近辺の土地の有効利用は彼らにとって重要な課題であったろう。また穀物生産を中心とした経営であったため、稲作試験場の前身である穀物試験場との種子確保や技術の開発などを通じた親密な関係も窺えるのである。

いずれにしろ、『日米年鑑』や末廣ら(1987)等の日本人側資料と、稲作試験場ほかの現地社会資料との乖離は、以上のような関係として捉えられるのであった。

5. おわりに

以上のように、カリフォルニア商業的稲作発祥の地であったビュッテ郡でも、その商業的稲作開始時から移民日本人稲作経営が存在していた。現地の資料に見る「Japanese」, 「K. Ikuta et al.」, 「K. Ikuta, Y. Suyehiro」, 「S. Kyuwahara」, 「K. Sato」と「S. Kuroiwa et al.」, 「T. Hayashi」等の経営であり、移民日本人資料の「生田見壽」, 「末廣彌重」, 「渡辺春吉」, 「桑原信五郎」, 「佐藤龜吉」, 「原口次郎」, 「黒岩仙五郎」, 「篠原新吾」, 「林恒太郎」等の経営がそれであった。

このような分析からは、以下のようなことが判明するであろう。

第1に、ビュッテ郡の商業的稲作初期にはホスト社会の公的資料には現れない移民日本人稲作経営が存在し、移民日本人側の資料に示された実態が存在してい

(註17) コルサ郡の『Plat』が19世紀からあるのに対して、グレン郡、ビュッテ郡のそれが整備されていない理由は不明である。

(註18) このような作業は、都市部あるいは住宅地に比較すると、農村部あるいは農地の場合は比較的探しやすい。ただし、あくまでも比較上のことであり、売買記録の少ない農地の場合でも、また所有者移転数の少ない場合でも、1セクションの土地売買記録を20世紀初頭まで遡るには数日が必要である。セクション内が複数の「筆」に分かれている場合はさらに時間がかかる。

(註19) Butte County Records Officeでの2010年9月7日の「Grantee」リストおよび「Grantor」リスト調査による。

(註20) Butte County Records Officeでの2010年9月8日の「Grantee」リストおよび「Grantor」リスト調査による。

(註21) Glenn Title Co., Ronald Gorman氏へのインタビューによる(立岩2010)。

たことが挙げられる。初期のビュッテ郡稲作では土地所有者が多く、公的資料に記載され、アジア人の借地稲作経営者は表面には現れていなかった。移民日本人の経営は経営権と収穫物の一部に関する所有権のある「請負耕作」のような経営が多く、そのため、各種「小作」としても記されなかったものであり、またそのため、その資金提供についても動産抵当証書による資金提供ではなかったと考えられる。

第2に、その土地提供者に関しては、ビュッテ郡では少なくとも1916年まで「J. R. Garrette」, 「J. W. Browning」という大地主の土地で移民日本人稲作が展開されることが多く、特に「J. W. Browning」は移民日本人稲作への土地提供者として存在していたことになる。1910年代半ばまでの移民日本人稲作への土地提供は、固定的だったと言ってもよからう。

第3に、その土地提供者は広大な土地を所有していたが、当時は河川沿いの土地や湿地の「ドベ土」の利用に関しては有効な利用対象となっていなかった。そこに稲作という新たな農業が登場し、先の土地の有効利用の方途が開けたのである。しかも当時のコメ需要は強く、高い利益率が期待されたため、稲作への関心が高まった(註22)。ただ、まったくの新たな農業だったため、土地所有者であるヨーロッパ系の人々は、稲作農業に関する十分な知識も経験もなく、稲作技術と経験をもっているアジア人移民を雇用、あるいは「請負耕作」、各種の「小作」等として、稲作農業を実施したのである(註23)。

第4に、ただ新たな農業であり高い利回りが期待されるからこそ、誰にでも貸し付けるわけにはいかなかったであろう。より高い地代と地価を確保するため、また「請負耕作」や各種「小作」の借地の場合にはより多くの収穫物や地代を得るため、稲作に関する深い知識と豊富な経験をもった人物が求められるからである。それは逆に言えば、知識や経験に関し土地所有者との堅固な信頼関係がなければ、土地提供が成立しなかったであろうことも示していよう。そこに、「K.

Ikuta」の存在が大きな意義をもったと考えられる。彼は、稲作試験場での商業的稲作成功という経歴があり、稲作技術に関して信頼できる人物として土地所有者たちに認識されたことは容易に考えられるからである。だからこそ、公的資格もなく、役人でもなかった民間人の移民日本人に110エーカーにも及ぶ土地を貸し、稲作3年目の1914年には250エーカーもの経営を委ねたのであろう。

第5に、1912~14年のビュッテ郡における移民日本人稲作経営の資金確保については、動産抵当証書作成による融資ではなく、信頼関係に基づく資金貸付が行われていたのではないかと考えられる。1912年当時の稲作平均経営費はエーカー当たり31.7ドルであり、「Garrette & Browning」農場のそれは36ドルだった。1913年のエーカー当たり平均経営費は34.7ドルで、「K. Ikuta et al.」の経営費は40ドルである。1914年の賃金を含まないエーカー当たり平均経営費は36.25ドルだったという(Willson Ed. 1979: p. 47, 51)。それから言えば、110エーカーの経営では3,500~4,400ドル近い資金が必要だったことになる。実際、コルサ郡で1912年に移民日本人稲作経営として200エーカーの稲作経営を行った「O. Noda」の経営は、3,000ドルもの巨費を借り入れていた(註24)。当時の移民日本人たちの多くは、このような巨費を自費で用意するのは困難であったろう。また、移民日本人の相互扶助組織であった「頼母子講」や「無尽講」も、構成メンバー数や金額からして、それだけの巨費を個人あるいは数人のグループに貸し付ける(「落とさせる」)ことは無理であったし、移民日本人の民族系銀行、信用貯蓄組合等にとっても貸付額が大きすぎた。それゆえ、稲作経営開始時には何らかの方法で経営費を調達する必要があったのだが、1912~14年の「Japanese」, 「K. Ikuta et al.」, 「K. Ikuta, Y. Suyehiro」, 「S. Kyuwahara」, 「K. Sato」と「S. Kuroiwa et al.」らは、土地所有者からその資金の多くを借り入れていたものと考えられる。つまりビュッテ郡では、その初期の移民

(註22) カリフォルニアでは19世紀半ば前後に東洋系移民が増大し、コメがその食料として利用され、その頃から稲作への関心が高まっていく。たとえば、1862年には州議会が最初の1,000ポンド以上の州内コメ生産に250ドルの報奨金を、10,000ポンドの生産には1,000ドルの支払いを決めている。このような稲作への関心の高まりは続き、20世紀初頭でも栽培調査がなされている。この点、Willson ed. (1979: Chapter II, III), 八木(1992)を参照のこと。

(註23) カリフォルニア稲作初期には、アジア系移民が多く雇用されていたことについてはAdams (1912, 1913)を参照のこと。

(註24) 1912年11月9日付けコルサ郡動産抵当証書。「O. Noda」は同日付でサクラメントの商人である「M. Kuwamoto」から7%の利子、期間60日間で200エーカーのコメを担保に3,000ドルの巨費を借り入れている。この「O. Noda」は「野田音三郎」であり、「M. Kuwamoto」は「桑本孫三」である。この点、立岩(2005)を参照されたい。

日本人稲作経営では動産抵当登記を伴わない「地主金融」のような形で資金確保が行われていたと考えられるのである(註25)。このような展開は、最初から動産抵当登記に基づく資金確保により借地経営として多くの移民日本人稲作経営が展開したコルサ郡とは異なるプロセスをもって、ビュッテ郡の移民日本人稲作が開始されたことを示していよう(註26)。

ビュッテ郡と比較すれば、コルサ郡の移民日本人稲作の1912～13年の土地確保は、Moulton Irrigated & Land Co. や Crocher Estate Co. など土地会社に依存していた。その土地はビュッテ郡と同じく、水はけの悪いアルカリ土壌の土地であった(立岩2011)。資金は日本人や土地会社、地主からの借入れである。1914年の「K. Ikuta」等による2,666エーカーに及ぶ大規模経営も California-Idaho Co. と Sacramento Valley Irrigation Co. の土地で、資金提供は大地主から受けていた。ビュッテ郡との違いは、土地会社が介在していることであろう。土地会社から土地を借り、資金借入れは、最初は日本人から、稲作が有利な農業だとわかると土地会社から、そして地主へと展開している。ビュッテ郡の1912～14年では、土地貸借資料で見ると、巨大地主からの土地借入れで経営を行っており、おそらく資金もその巨大地主から借り入れていたと考えられる。1916年半ばまでの経営地がわかる「T. Hayashi」や「J. Kawahara」(後の「J. Horio」)の経営も第2表のように土地所有者から資金を借りているからである。

ビュッテ郡で移民日本人稲作経営に対する動産抵当登記を伴わない資金提供が行われたのは、このような土地会社の介在の有無という違いが関係しているものとも考えられるが、その点は今後の研究にゆだねたい。

第6に、だからこそ移民日本人たちも、その信頼に応えるべく1912年の試験場報告書に示された「Garrette & Browning」の稲作経営の「Handled Properly」という周到な肥培管理を伴う栽培で当時の最高単収をあげたのであろう。それは移民日本人稲作に対する信頼をさらに高め、彼らへの土地貸出しが増えるとともに、日本人排斥が強まりつつある中での「K. Ikuta」に対する当時の San Francisco Chronicle (1918) および Pacific Rice Growers' Association (1919) の最大限の評価も、かかる脈絡の中で理解しうるのである。

第7に、では1916年に「T. Hayashi」への動産抵当証書作成による巨額融資が行われるのはなぜであろうか。1916年当時、第一次世界大戦の影響で米価も高騰していた。そのため、多くの土地所有者たち、そして移民日本人たちの稲作への参入が急増していた時期である。そこでは、従来の信頼関係に基づく借地では、ビジネスチャンスを逃す恐れがあった。そのため、従来の信頼関係に基づき土地を貸すという関係ではなく、栽培経験や技術があれば稲作のために土地を貸すという動きが加速していったのである。従来の研究で明らかになっている北カリフォルニアでの移民日本人稲作の急展開はその結果だったと考えられる。それゆえ、地代や貸付金を保証するため動産抵当証書を作成した金融が増えたのであろう(註27)。

第8に、従来の研究成果に鑑みれば、1916年の「T. Hayashi」の経営は、1914年からコルサ郡で始まった移民日本人から出資を募り株式会社として稲作を行う経営と同じ形式の経営と考えられる(註28)。これは、それまでの個人の関係に立脚したビジネスパートナーによる稲作経営から新たな形態での移民日本人稲作経

(註25) 当時の土地所有者と移民日本人との関係から言えば、土地所有者、特に大土地所有者から資金以外に現物貸付があったとは考えづらい。動産抵当証書や一部現存する借地契約書には、現物貸与に関する記載がないからである。本稿の土地所有者「J. R. Garrette」、「J. W. Browning」も大土地所有者であり、「小作」あるいは「請負耕作」者とは経営にかかる要件は金銭で契約されたであろう。そのため、移民日本人稲作経営でも多額の資金が必要になったのであった。実際1910年代後半にコルサ郡で夫(Naoichi Okidoi)とともに稲作経営をしていた「沖土井みつる」は「すべてのものはお父さんがチェックで払っていましたよ。コメが売れるまでお金はなかったですね」と答えている(立岩1999)。

(註26) コルサ郡の移民日本人稲作経営は、1912年の商業的稲作開始時から動産抵当によって資金を確保することが多かった。そのためコルサ郡では、1912年からコメを担保とした動産抵当証書に移民日本人稲作経営者名が現れてくる。この点、立岩(2011)を参照のこと。なお、移民日本人と金融については矢ヶ崎(1993)第6章を参照されたい。矢ヶ崎の研究は、移民日本人の民族的銀行等の貸し手側の動向を主に分析している。移民日本人がどのような目的と条件で借入れを行っていたかの研究は遅れていると言えよう。

(註27) この点、立岩(2008)を参照のこと。また、栽培経験や技術があれば稲作のために土地を貸すという動きが加速したことについては、移民日本人は稲作会社を設立し、その動きに対応していった。この点、立岩(2008)を参照のこと。

営がビュッテ郡で展開しだしたことを示している。

さらに第9に、第2表に見るように、1916年には少額とはいえ地域の銀行も稲作経営への融資に乗り出している。ビュッテ郡における移民日本人稲作経営が、地主や商人等の個人金融での資金確保に依存した段階から、現地の制度的金融機関である銀行を通じた金融に依存して資金を確保し始めるのである(註29)。

この第8と第9の点から言えば、1916年は、ビュッテ郡移民日本人稲作経営にとって転機となった年であり、1910年代前半と後半を分けて分析をせねばならない根拠にもなるのである。

このようなビュッテ郡での移民日本人稲作が、1910年代後半にいかなる展開を示し、また他の地域といかなる異なりを見せるのかは、別稿に委ねたい。

引用文献

- Adams, E. L. (1912) *Report of Cereal Investigation at Chico and Biggs*, California 1912.
- Adams, E. L. (1913) *Report of Cereal Investigation in California 1913*.
- Azuma, E. (1992) Walnut Grove: Japanese Farm Community in the Sacramento River Delta, 1982-1945, Master Thesis, University of California, Los Angeles.
- Bleyhl, A. (1955) A History of the Production and Marketing of Rice in California, University Minnesota, Doctor Thesis.
- Chan, S. (1986) *This Bitter Sweet Soil: The Chinese in the California Agriculture, 1860-1910*, University of California Press.
- Chanbless, C. E. and Adams, E. L. (1914) *The Culture of Rice in California*, USDA, Farmers' Bulletin, No. 688, September 18, 1914.
- Dethloff, H. C. (1992) *A History of the American Rice Industry, 1685-1985* (宮川淳監修, 小沢健二・八木宏典・立岩寿一訳『アメリカ米産業の歴史』ジャブラン出版).
- 同志社大学人文科学研究所編 (1997) 『在米日本人社会の黎明期『福音会沿革史料』を手がかりに』同志社大学人文科学研究所.
- Echoe Map Publishing Co. (2008) *Agri-Land, Butte County*.
- Fugita, Stephen S. and O'Brien, D. J. (1991) *Japanese American Ethnicity: The Persistence of Community*, University of Washington Press.
- Ichihashi, Y. (1969) *Japanese in the United States*, Arno Press and The New York Times.
- Ichioka, Y. (1988) *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924*, The Free Press (富田虎男・桑井輝子・篠田左多江訳『一世：黎明期アメリカ移民の物語』刀水書房, 1992).
- Iwata, M. (1992) *Planted in Good Soil: The History of the Issei in United States Agriculture*, Peter Lang.
- Lydon, S. (1997) *The Japanese in the Monterey Bay Region*, Capitola Book Company.
- Mackie, W. W. (1916) *The Status of Rice Production in California*, University of California, Master Thesis.
- McDonald, A. M. (1993) *The Japanese Experience in Butte County, California*, Association for Northern California Records and Research.
- McDonald, A. M. (1996) *IKUTA: Phantom Rice Pioneer*, Manuscript.
- 荻原俊洋 (2002) 『排日移民法と日米関係』岩波書店.
- 村井蛟 (1940) 『在米日本人産業総覧』米産業日報社編.
- 日米新聞社 (1912) 『日米年鑑』(第八), 日米新聞社.
- 日米新聞社 (1913) 『日米年鑑』(第九), 日米新聞社.
- 日米新聞社 (1914) 『日米年鑑』(第十), 日米新聞社.
- 日米新聞社 (1915) 『日米年鑑』(第十壹), 日米新聞社.
- 日米新聞社 (1922) 『在米日本人人名辞典』日米新聞社.
- Pacific Rice Growers' Association (1919) *Pacific Rice Courier*.
- 坂口満広 (2001) 『日本人アメリカ移民史』不二出版.
- 阪田安雄 (1997) 『渡り鳥 (birds-of-passage) とその社会：秘められた過去』同志社大学人文科学研究所編.
- San Francisco Chronicle (1918) *Contribution of Japanese Farmers to California*, San Francisco Chronicle .
- 末廣嘉秀・末廣和信・富田ウメノ抄訳 (1987) 『カリフォルニア米の開拓者 末廣彌重』非売品.
- 立岩寿一 (1998a) 1998年当時のビッグス稲作試験場長 Marlin Brandon のインタビュー, March 24, 1998, Biggs, California.
- 立岩寿一 (1998b) Oka, Seizo 氏へのインタビュー, May 3, 1998, San Francisco.
- 立岩寿一 (1999) 「沖土井みつる」へのインタビュー, September 28, 1999, Sacramento, California.
- 立岩寿一 (2005) 「カリフォルニア商業的稲作黎明期の移民日本人」『農業経済研究』, 76(4), 222-230.
- 立岩寿一 (2006) 「カリフォルニア商業的稲作の日本人パイオニアをめぐって—「安岡徳彌」と「生田見壽」—」『農村研究』, 99, 74-184.
- 立岩寿一 (2008) 「1910年代後半のカリフォルニアにおける日本人稲作経営の展開過程」『農業経済研究』, 79(4), 190-198.
- 立岩寿一 (2010) Glenn Title Co., Ronald Gorman へのインタビュー, March 25, 2010, Willows, California.
- 立岩寿一 (2011) 「カリフォルニア州コルサ郡における移民

(註28) 移民日本人の株式会社形態による稲作経営については、立岩 (2008) を参照のこと。

(註29) 矢ヶ崎 (1993) の研究 (第6章) では、移民日本人は現地の銀行 (制度的金融) を利用できなかったことも移民日本人農業経営の特徴として挙げているが、本稿で見たごとく、ビュッテ郡稲作経営の場合には1916年に現地銀行の融資による資金確保を始めている。この点でも移民日本人稲作経営は、従来の研究とは異なる様相を呈し始めたのであった。

- 日本人稲作の展開過程』『農村研究』, 113, 14-23.
- Wayne, A. C. Ed. (1995) *California's Immigrant Children, Theory, Research, and Implication for Educational Policy*. Center for U.S.-Mexican Studies, University of California, San Diego.
- Willson, J. H., Ed. (1979) *Rice in California*, Butte County Rice Growers Association.
- 矢ヶ崎典隆 (1993) 『移民農業 カリフォルニアの日本人移民社会』古今書院.
- 八木宏典 (1992) 『カリフォルニアの米産業』東京大学出版会.
- 全米日本人会 (1915) 『在米日本人会報告書 第七号』, 全米日本人会.
- 全米日本人会 (1916) 『在米日本人会報告書 第八号』, 全米日本人会.
- (2013年2月12日受付, 2014年1月28日受理)

要旨：1912年に始まるカリフォルニア州の稲作は、その当初から移民日本人が関与していた。しかし、初期稲作の中心地であるビュッテ郡では、コルサ郡と比べて1915年までの移民日本人稲作に関する公的記録がない。土地貸借関係資料の分析から、すでに1912年から移民日本人の稲作が確認でき、土地所有者との関係も固定的なことが判明した。また動産抵当証書作成ではなく、土地所有者からの資金提供により経営が行われていたと考えられる。この関係は1910年代前半の特徴であり、それはコルサ郡とは異なる移民日本人稲作の発展だった。

キーワード：カリフォルニア稲作, 移民日本人, 移民日本人稲作, ビュッテ郡, 林恒太郎